



平成 29 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ナカヨ
代表者名 代表取締役社長 谷本 佳己
(コード番号6715 東証 第1部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理統括本部長
加藤 英明
(TEL 027-253-1006)

調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 9 日付で、「当社子会社の不正取引の疑いに関するお知らせ」ならびに平成 29 年 8 月 10 日付で、「調査委員会の設置に関するお知らせ」および「平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社連結子会社であるナカヨ電子サービス株式会社の役員において社内規定違反による不正取引の疑いが判明したため、調査委員会を設置し、本案件の事実関係の確認、社内規定違反による不正取引の疑いの原因の特定、同種の社内規定違反の恐れの有無の確認および不適切な会計処理の有無の確認等について調査を行ってまいりました。

本日、調査委員会から調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 調査委員会の調査結果

調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書」をご覧ください。なお、プライバシーおよび機密情報保護等の観点から、個人名および会社名等につきましては、部分的非開示処置をしております。

2. 決算への影響額について

本案件において、聴取、取引業者へのヒアリングおよび帳票(関連資料含む)との突合により把握された影響額は本案件の他に棚卸資産の評価損を計上したことにより、32 百万円となります。

以上につきましては、連結財務諸表に与える影響が軽微であることにより、過年度の決算の訂正は行わないこととし、平成 30 年 3 月期第 1 四半期決算において流動資産、売上原価および営業外費用にて処理いたします。なお、数値は本調査報告書受領および社内の調査時点の概算額であり、正確な数値は引き続き精査が必要となります。

3. 調査委員会の調査結果を受けた当社の対応方針

当社は、今回の調査結果を真摯に受け止め、調査委員会からの再発防止策に係る提言に沿って再発防止策を策定し、実行してまいります。

なお、具体的な再発防止策および本案件の関与者に対する処分につきましては決定次第、お知らせいたします。

4. 今後のスケジュール

当社会計監査人による監査手続きは現時点で終了しておりませんが、平成30年3月期第1四半期報告書につきましては、平成29年8月14日付「平成30年3月期第1四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認に関するお知らせ」にて、延長承認された四半期報告書提出期限である平成29年9月14日までに提出できる見込みであります。また、平成29年8月4日付でお知らせしております「平成30年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」につきましても、数値の精査が完了次第、速やかに訂正させていただきます。

この度は本案件につきまして、未然に防止することができなかったことにより、平成30年3月期第1四半期報告書について提出期限を延長することとなりました。また、平成30年3月期第1四半期決算短信の訂正を行う等、株主、投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引先その他すべてのステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後は、再発防止策を策定し、実行することにより、信頼の回復に努めてまいります。何卒ご理解をいただき、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

調 査 報 告 書

平成29年9月12日

株式会社ナカヨ 社内調査委員会

目 次

第1	調査開始の経緯.....	1
第2	本件調査の目的及び調査体制	1
1	本件調査の目的.....	1
2	調査体制	2
第3	調査方法	2
1	本件疑義に関する調査.....	2
2	本件疑義と同種の不適切行為に関する調査.....	5
第4	調査結果	8
I	本件疑義	8
1	会社概要	8
2	本件疑義の概要.....	9
3	本件疑義について委員会で認定した経緯.....	9
II	委員会で認定した事実.....	15
1	動機	15
2	本件疑義の調査結果.....	15
3	親会社ナカヨ役員の役割.....	16
4	連結財務諸表への影響.....	18
5	本件外取引	20
第5	原因分析	21
1	本件疑義が行われた背景・原因.....	21
2	電子サービスにおけるコンプライアンス.....	22
3	ナカヨグループに関わるコンプライアンス体制.....	22
第6	再発防止策に係る提言.....	23

平成29年9月12日

調査報告書

株式会社ナカヨ社内調査委員会

委員長	公認会計士	加藤 正憲
委員	弁護士	阿部 造一
委員	当社社外取締役	江口 武夫
委員	同常勤監査役	坂口 隆彦
委員	同社外監査役	藤本 謹三
委員	同社外監査役	田中 信義

第1 調査開始の経緯

株式会社ナカヨ（以下、「ナカヨ」もしくは「当社」という。）は、平成29年8月4日、ナカヨの連結子会社であるナカヨ電子サービス株式会社（以下、「電子サービス」という。）が取引先に支払った前渡金の回収が困難になるおそれがあること及び当該前渡金の支払いを基礎づける取引が電子サービス代表取締役（当時）A氏の社内規定違反による取引の疑い（以下、「本件疑義」という。）があることを認識した。

このため、ナカヨは、平成29年8月9日開催の臨時取締役会において、本件疑義への対応として、ナカヨと利害関係を有しない外部の公認会計士、弁護士等を含めた社内調査委員会（以下、「当委員会」という。）を設置することを決議した。

第2 本件調査の目的及び調査体制

1 本件調査の目的

当委員会の本件疑義に対する調査（以下、「本件調査」という。）の目的は、以下のとおりである。ナカヨ及びその子会社の取引について確認する過程で不正取引の疑いが認められれば、それも調査対象とする。

- ①本件疑義に関わる不正取引の事実関係の調査
- ②同種取引の有無の調査
- ③上記取引の原因分析
- ④再発防止策の提言

2 調査体制

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長	公認会計士	加藤 正憲 (加藤公認会計士事務所)
委員	弁護士	阿部 造一 (老岐坂下法律事務所)
委員	当社社外取締役	江口 武夫
委員	同常勤監査役	坂口 隆彦
委員	同社外監査役	藤本 謹三
委員	同社外監査役	田中 信義

委員長である加藤正憲及び委員の阿部造一は、企業法務及び会計に関する相当程度の知見を有している専門家であり、独立性に影響を及ぼすような当社との利害関係や取引は存在しない。その他の委員は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有している者である。委員の坂口隆彦は、親会社ナカヨの監査役であり、これまで電子サービスの事業に関与したことはなく利害関係はない。また、委員の江口武夫、藤本謹三、田中信義は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定されており、同証券取引所に届出がされている。

第3 調査方法

1 本件疑義に関する調査

(1) 役職者に対するインタビュー

当委員会は、本調査において、当社グループ各社、すなわち、「ナカヨ」、「電子サービス」、「NYCソリューションズ株式会社」、「中興香港有限公司」（以下、「当社グループ」という。）の当社グループの役職者等19名に対し、インタビューを実施した。対象者は、以下のとおりである。なお、必要に応じ、複数回のインタビューを実施している。また、ナカヨ社外取締役は、本件疑義に関与していないことが明らかであるため、調査対象外とした。

氏名	役職等
A氏	電子サービス前代表取締役社長
B氏	電子サービス代表取締役社長
C氏	電子サービス取締役ソリューション事業本部長
D氏	電子サービス社外取締役
E氏	電子サービス管理事業部課長
F氏	電子サービスソリューション事業部課長代理
G氏	当社代表取締役社長

H氏	当社取締役（事業本部，開発推進本部）
I氏	当社取締役（管理統括本部，営業統括本部，事業戦略本部）
J氏	当社執行役員工務部部長，中興香港有限公司取締役
K氏	当社顧問，電子サービス前社外取締役
L氏	当社執行役員営業統括本部長，電子サービス社外取締役
M氏	当社執行役員財務経理部長，電子サービス社外取締役
N氏	当社事業統制室長，電子サービス社外監査役
O氏	NYCソリューションズ代表取締役社長
P氏	NYCソリューションズ執行役員
Q氏	Y社代表取締役社長，X社代表取締役
R氏	X社代表取締役社長
S弁護士	当社顧問弁護士

(2) 本件疑義の関連資料等の閲覧及び検討

当委員会は，本件疑義に関連する可能性がある各種証憑書類等（A氏名義の預金通帳を含む）の閲覧及び検討を行っており，また，取締役会議事録及び社内規程等の関連資料についても当委員会が必要と認める範囲で閲覧及び検討を行った。

(3) デジタルフォレンジック調査

当委員会は，電子サービスの役職者5名について，各人の会社貸与PCのHDDを保全し，そこから抽出し，絞り込んだメールデータのレビューを実施した。なお，当社グループのメールシステムの構造上，メールデータは各人の会社貸与PCにのみ保存される仕組みとなっている。対象とした役職者5名は以下のとおりである。

対象者名
A氏
B氏
C氏
E氏
F氏

ア PC の HDD 保全

対象者 5 名に対しナカヨから貸与されている PC の HDD を取り出し、Tableau 社製 TD2u 及び、Guidance Software 社製 EnCase7.11.01(以下、EnCase という)を使用して保全イメージファイル(E01 形式)として複製した。

イ 削除データの復元

上記で作成した保全イメージを EnCase 上に展開し、削除データの復元処理を実施した。

ウ メールデータの抽出

EnCase の拡張子検索機能を使用して、以下の拡張子を持つファイルの検索を行い、復元データを含む該当するファイルを抽出した。

拡張子
.pst, .dbx, .ost, .eml, .nsf, .msg, .mbox, .mbx, .bmf, .als

エ メール形式の変換

A 氏は会社貸与 PC のメール閲覧ソフトとして AL-mail を使用しており、EnCase から抽出した AL-mail のデータは ALM2Thunderbird version 1.0.1a を使用して Mozilla 社製 Thunderbird のメールアーカイブ形式(sdb など)に変換処理を実施した。

オ 全文検索の下処理

上記ウにより抽出したメールデータ、及び上記エにより変換処理したメールデータを Nuix に取り込み、下処理として全文検索の為、インデックス処理を実施した。

なお、各対象者のメールアイテム数は以下の通りであった。

対象者名	メールアイテム数
A 氏	59,138 件
B 氏	93,299 件
C 氏	143,802 件
E 氏	134,056 件
F 氏	120,813 件

カ レビュー対象メールの検索と抽出

Nuix 上で、インデックス処理をされたメールアイテムに対して、Nuix を使用してキーワードの検索を実施した。

検索に使用したキーワードは別紙 1 を参照されたい。

キ メールレビュー

レビュー対象データを Kcura 社製 Relativity version 8.1 に取り込み、データの重複排除を行った後、平成 28 年 4 月 1 日以降に送受信された 9,597 件のメールに対しレビューを実施した。

2 本件疑義と同種の不適切行為に関する調査

(1) 質問状による調査

当社グループの役職者（課長職以上、支店長・所長・所長代理を含む）126 名を対象に、「本件疑義に類似する不適切行為を実行したことがあるか」、「そのような行為をしている者を見たことがあるか」等の質問状を送付し回答を得た。また、質問状の回答結果について、当委員会が必要と認めたものについては、不適切行為の有無を追加調査により確認を行った。なお、長期休暇者は対象外とした。

対象者数	回答者数	回答率
126 名	126 名	100%

(2) 取引分析調査

ア 本件疑義と類似する不適切行為の取引分析調査

本件疑義は、電子サービスの代表取締役が社内規定に則った手続きを経ずに、2,916 万円の支出をした取引であるが、その特徴として、

- (i) 十分な情報収集及びリスク判断を行っていないこと。
- (ii) 支出に際して、実行すべき社内手続きを経していないこと。
- (iii) 前渡金としての支払であり、商品仕入や役務提供行為が完了したのちの対価の支払いではないこと。
- (iv) 株式会社 Y（以下、「Y 社」という。）の Q 氏等が主導するビジネスプロジェクトへの参画を目的とした支払とされているが、調査開始時点においても、少なくとも電子サービスとしてのビジネスへの参画がスタートしていないこと。
- (v) 電子サービスから Y 社への前渡金の支払は平成 29 年 3 月 31 日に実行されているが、これに先立って、平成 29 年 3 月 28 日に、Y 社の Q 氏から資金繰りに窮していることによる資金貸付の依頼を受けており、支払の目的とされているビジネスプロジェクトへの参画は、資金貸付のための名目である可能性が

高いこと。
等が挙げられる。

したがって、当委員会は、これらの特徴を有している取引を本件疑義と同種の不適切行為と定義し、本件疑義と同種の不適切取引の有無を把握するために、電子サービスの平成26年4月1日から平成29年6月30日の取引を調査対象とし、以下に示す3つの観点から取引の絞込みを実施した。絞込みの観点に該当する取引について、関連資料の閲覧や担当者へのインタビュー等により、本件疑義と類似する特徴の有無を把握するための詳細調査を実施した（以下、「本件外調査」という。）。

絞込みの観点①；

「社長決裁以上の決裁が必要な取引」

社長決裁以上の決裁を必要とする主な取引は以下の通りである。

- ・仕入，外注費関係；20,000,000円以上
- ・固定資産購入；200,000円以上
- ・交際費，販売手数料；1円以上

なお，交際費，販売手数料の該当取引は1円以上のものとなるが，本件外調査においては，1,000,000円以上を詳細調査の対象とした。

絞込みの観点②；

「5,000,000円以上の出金取引」

絞込みの観点③；

「当委員会が重要と判断した勘定科目に関連する1,000,000円以上の取引」

当委員会が重要と判断した勘定科目は以下の通りである。

- ・前渡金
- ・貸付金
- ・貯蔵品
- ・前払費用
- ・立替金
- ・広告宣伝費

なお，前渡金と貸付金については，本件疑義との類似性が極めて高いことから，全件を詳細調査の対象とした。

イ 本件疑義の過程で発見された不適切行為に類似する取引分析調査

第4のI. 3（7）「資金融通目的でのソフトウェアライセンスの購入」にて後述するが，本件調査の過程において，電子サービスは，平成29年3月31日，Y社

からソフトウェアライセンスを 398 万 7,360 円（税込）で購入し、同日支払いを行っていることが判明した。

当委員会は、当該支払行為についても本件疑義と同種の不適切行為であると判断し、当該支払行為と類似の事象の有無を調査対象とした。

調査手続は、当該支払いにより購入したソフトウェアライセンスについては、販売可能性があるものの正常営業循環過程を上回る在庫数量となっていることに着目し、電子サービスの平成29年3月31日の棚卸資産につき、正常営業循環過程を上回る在庫数量となっているものの有無（いわゆる滞留在庫）の確認、及び滞留と思われるものについて、その購入プロセスに問題がなかったかの調査を実施した。

第4 調査結果

I. 本件疑義

1 会社概要

(1) 電子サービス

会社名：ナカヨ電子サービス株式会社

代表者：B氏（平成29年8月9日開催の臨時取締役会で代表者変更）

所在地：東京都港区港南一丁目7-18 DBC 品川東急ビル

設立：平成11年2月22日

従業員数：144名

資本金：50,000千円

事業内容：交換機・ボタン電話装置・電話機・無線機等通信機器全般の販売及び
設計・施工・保守

在宅介護支援システム全般の販売及び設計・施工・保守

LAN・WAN・VPN・IP・CTIシステムの販売及び設計・施工・保守

(2) X社

会社名：X株式会社

代表者：R氏、Q氏

所在地：東京都千代田区

設立：平成27年3月

従業員数：0名 ※代表者のみ

資本金：45,010千円

事業内容：通信サービス技術の開発及び販売

(3) Y社

会社名：株式会社Y

代表者：Q氏

所在地：東京都千代田区

設立：平成2年12月

従業員数：13名

資本金：81,750千円

事業内容：音声対話処理用のミドルウェアを搭載した小型 SIP サーバ及びゲート
ウェイ装置といったアプライアンスの設計・開発・販売

2 本件疑義の概要

本件疑義は、電子サービスが、平成29年3月31日、Y社に対し、経営上必要とされる合理的判断に基づくことなく、不適切な目的に基づき、かつ、必要な社内手続きを経ずに2,916万円を送金したものである。

3 本件疑義について委員会で認定した経緯

(1) 電子サービスとY社との過去の取引

電子サービスは、十数年前からY社の前身の会社から取引を行っており、現在においても、Y社との間で取引が行われているが、相互の取引割合は僅少である。

(2) 甲事業

平成28年の年末ころ、Y社のQ氏とZ社系列会社の役員との間で、ある電波帯を利用して広域の防災告知放送ができないかとの話が出た。そこで、Q氏は、防災告知放送に加え、自身も役員を務めるX社が行っているロボットを連動させた見守りシステムも併せて当該電波帯を活用することを考えた。

一方で、Q氏は告知放送に使用する端末を量産する技術がY社にはないことから、平成29年2月ころ、電子サービス営業担当F氏に甲事業について話しをするなどしていた。

(3) Y社からの借入要請

Y社は、開発資金の調達を、X社を通じて行っていたが、平成29年3月末時点でキャッシュが枯渇するおそれがあった。そのため、Q氏は、資金ショートを回避すべく、金融機関や取引会社からの資金融通を図ったが、どこからも断られてしまった。

そこで、Q氏は、電子サービスからの資金融通を模索すべく、F氏を通して、平成29年3月28日にA氏との面談を要請した。

平成29年3月28日、Q氏は、A氏に対し、上記理由により3,000万円の借入を申し出た。これに対し、A氏は、Y社の窮状に理解を示すものの、電子サービスは貸金業ではないことを理由に、上記借入要請を拒否した。

そうしたところ、Q氏は、前述の甲事業の構想をA氏に伝えた。A氏は、甲事業による将来的な端末量産の受注を目論んで甲事業に関心を持つとともに、Y社の資金的窮状を助けるために、甲事業に関する取引によりY社へ資金を融通することができるのではないかと考えるに至った。

A氏は、Q氏との打合せ後、G氏に報告した。すなわち、A氏は、まず借入要請があったことを報告したところ、G氏は、貸付けは会社としては不可能であることを伝えた。その後、A氏は、Z社系列で行う甲事業の案件が存在することを報告

したところ、G氏は、甲事業の案件がZ社との事業ならば検討してもよいが慎重に行うようにと指示をした。

(4) A氏の合理性を欠く判断とコンプライアンス違反

平成29年3月30日、A氏は、Q氏と相談をして、甲事業の開発に電子サービスが参画することで、「調査・報告作業」名目で調査費をY社へ前渡しで送金するというスキームを考えた。A氏は、Q氏に対し、かかるスキームに基づく書面を整えるために、覚書及び見積書を作成した上、翌31日にY社へ送金できるよう請求書の準備を依頼した。

A氏は、平成29年3月30日、G氏に甲事業について相談した。G氏は、事業内容を慎重に検討するようにと助言した。

また、A氏は、Y社へ送金するまでの間、電子サービス社内で、電子サービス取締役（当時）B氏及び執行役員（当時）C氏に対して意見を求めた。B氏は契約書等を確認してから始めるべきと応え、またC氏はやらない方がよいと応えたが、A氏はこの時点でB氏及びC氏の意見を無視し自分の責任で進めることを伝えた。

(5) Y社への送金

平成29年3月31日、A氏は、Y社への送金前に、当日前橋の工場にいたG氏に以下の書面を見せようとした。

- ①平成29年3月30日付けY社・電子サービス間の「甲技術を利用した告知放送端末等の試作、量産、営業活動、販売」に関する覚書
- ②平成29年1月30日付けX社から電子サービスへの「甲利用受信装置開発費用」に関する注文書
- ③平成29年1月30日付け電子サービスからY社への「甲利用の告知放送システムに関する調査・報告作業」に関する注文書
- ④平成29年3月30日付けY社から電子サービスへの「甲利用の告知放送システムに関する調査・報告作業」に関する見積書

上記4枚の書面からは、甲事業による端末量産を行うという取引の合理性を見て取ることはできない。また、甲事業の案件がZ社との事業であることも、上記書面からは見て取ることはできない。なお、上記①の覚書は、印章管理規程を無視し、印章管理を担当している電子サービス業務部E氏のデスクでA氏自らが上記覚書に押印をしたものである。

A氏は、平成29年3月31日昼過ぎ、前橋の工場にいるG氏に上記書面の閲覧を求めるために、M氏宛てに、上記4枚の書面を添付したメールをE氏から送信させた。M氏は、A氏からの急ぎの電話でE氏からのメール受信に気付き、急いで印刷をしてG氏へ届けた。しかし、G氏は、工場にいることを理由に閲覧をしなかつ

た。M氏は、A氏へ電話でG氏が書面の閲覧をしなかったことを報告した。その後、A氏は、G氏へ電話連絡したが、G氏は、電話で取引の内容を言われてもわからないと対応した。A氏は、送金手続の締切時間が迫っていたことから、その直後に、独断でE氏に命じて2,916万円をY社へ送金した。

(6) Y社への送金後の対応

ア 平成29年4月3日のG氏への報告

A氏は、平成29年4月3日、入社式で前橋本社に出かけた折、同じく入社式に出席していたG氏に対し、上記①の覚書等の書面を持参した上、平成29年3月31日にY社へ送金したことを伝えた。G氏は、事業内容を慎重に検討するようにと助言したにもかかわらず、A氏がそれを無視して実行したことを叱責した。

イ X社からの支払遅延

A氏は、Q氏との間で相談した上記スキームの前提として、後日X社に投資家から資金が入る予定があったことから、電子サービスがY社へ送金した2,916万円と同額を平成29年4月17日にX社から上記②の注文書に基づく取引によって回収する計画であった。

ところが、平成29年4月14日、A氏は、Q氏から、資金の入金が4月末に延期となる連絡を受けた。この連絡の通り、平成29年4月17日、X社からの入金はなかった。

ウ 支払根拠資料の差替え

平成29年4月25日、F氏は、E氏からの書類の不備の指摘を受け、Q氏に対し、電子サービス・Y社間の契約書を準備するよう依頼した。しかし、平成29年4月26日、F氏とE氏は、電子サービス・Y社間の「甲技術を利用した告知放送端末の開発業務」を内容とする業務委託契約書（以下、「業務委託契約書」という。）の作成を試みた。この業務委託契約書は、X社から入金がなかったことから、電子サービスに調査報告の実体がないことを危惧し、平成29年3月31日の支払名目を調査報告作業の対価とするストーリーではなく、開発着手金に変更することに決め、平成29年3月31日付けのバックデートで作成したものである。

エ 電子サービスの定時取締役会における提案

A氏は、平成29年4月28日、電子サービス定時取締役会において、議案外の案件であるにもかかわらず、突如、取締役会決議を経ずに前渡金として送金したことの事後承認を求める提案をしたが、オブザーバーとして参加していたG氏

から、事後承認を強制するような付議は許されないと指摘を受け、提案自体を取り下げた。

なお、上記提案を行う際に配布予定であった資料には、平成29年3月30日開催の臨時取締役会資料と記載されており、上記②の注文書及び上記(6)ウの差替えを意図して作成された業務委託契約書(ただし、記名押印はない。)が添付されていた。

オ 返金に向けての対応

平成29年5月1日、A氏は、Q氏に対して、X社から未だ入金がないことから、Y社へ送金した2,916万円を一旦返金できないか打診をした。しかし、Q氏は、Y社の事業資金として既に支出したことから現時点では原資がなく返金できないと回答した。

平成29年5月17日、A氏は、Q氏、R氏と面談し、甲事業の立上げ状況を尋ねた。Q氏は、5月中にキックオフ、6月中には事業立上げの見込みであると回答した。A氏は、Q氏へ再度返金を依頼したが、Q氏は現時点でも返金できないと回答した。

カ ナカヨ社内でのG氏と監査役会の定例ミーティング

ナカヨ常勤監査役坂口氏は、A氏が社内規定違反の取引を行っているのではないかと疑念を感じ、平成29年6月12日、G氏と監査役会の定例ミーティングにおいて、A氏が、常務会において親会社による事前承認が必要な取引でありながらその手続を行っておらず、親会社への情報が上がってこないことが問題であることを理由に、親会社としてA氏の社内規定違反取引の実態調査を行うよう意見した。G氏は、子会社管理責任者であるナカヨ常務執行役員(当時)I氏に対し、実態調査の実施を指示した。

キ I氏から監査役会への調査報告(1回目)

坂口氏は、I氏に対し、平成29年6月16日及び30日とメールで実態調査の報告を催促したが、I氏は、ナカヨ株主総会の準備のため実態調査の報告ができないでいた。

平成29年7月14日、I氏は、ナカヨ監査役会へ1回目の実態調査報告を行った。本件疑義のスキーム内容、時系列の把握、A氏の社内規定違反取引があったことが確認され、前渡金支払いの回収ができなかった場合の損害回避の対応策が報告された。監査役会は、事実関係をさらに明確にした上で、ナカヨグループに対する損失を最小限にすべく顧問弁護士と相談して進めるよう助言した。

ク 顧問弁護士への相談

平成29年7月26日、I氏は、S弁護士へ実態調査結果を説明した。S弁護士は、本来なら取締役会決議を取るべき取引でありながら、社内決裁を経ずにしていることは重大なコンプライアンス違反である。また、資金の回収ができなかった場合には、経営判断の妥当性にも問題が生じる。現時点では、重大なコンプライアンス違反であることは明白であるから、A氏には厳重な処分を課すよう助言した。

ケ 電子サービスに対しての調査依頼

坂口氏は、本件疑義の事実関係を正確に把握するためには、当事者としての電子サービス内での調査も必要であると考え、平成29年7月28日、電子サービス監査役N氏に対し電子サービス内で客観性のある調査が必要であると話した。N氏は同日の電子サービス定時取締役会において、電子サービス社外取締役M氏及び同L氏に調査を指示した。

コ I氏から監査役会への調査報告（2回目）

平成29年7月31日、I氏は、ナカヨ監査役会へ2回目の実態調査報告を行った。X社からいまだ入金がないこと、平成29年6月1日付けZ社系列会社、X社及びY社間の「甲による告知放送・見守りサービス事業に関する契約書」の存在、S弁護士からの助言内容を報告した。監査役会は、Y社が倒産した場合の債権債務関係の精査、A氏に対する責任の明確化を検討するよう指示した。

サ I氏から監査役会への調査報告（3回目）

平成29年8月4日、I氏は、ナカヨ監査役会へ3回目の実態調査報告を行った。平成29年7月31日付けX社からの報告では平成29年8月末までに送金すること、平成29年8月1日付けS弁護士との協議内容、すなわち、A氏に対しては、ナカヨグループの損害拡大を防ぐため、X社から送金を確認できなければ即時に補填する旨の念書を作成すべきであること、本件疑義の取引を白紙に戻すべきことを検討すべきである旨の助言があったこと、A氏から念書の提出があったことが報告された。

シ 社内調査委員会設立

ナカヨは、平成29年8月8日、本件疑義を客観的な視点から事実調査をすべきとの結論に達し、平成29年8月9日開催の臨時取締役会において、本件疑義の対応として、ナカヨと利害関係を有しない外部の公認会計士、弁護士等を含めた当委員会を設置することを決議した。

(7) 資金融通目的でのソフトウェアライセンスの購入

電子サービスは、ナカヨが製造するビジネスフォンを販売することを主な業務内容としているところ、ナカヨ製造のビジネスフォンに搭載するコアソフトウェアであるS I PサーバーライセンスをY社が開発している。Y社が開発したS I Pサーバーの直近3年間の売上高合計は3,000万円強、販売先数合計は95社にのぼる。

平成29年3月28日、A氏は、上記3(3)のとおり、Y社の資金的窮状を理解し、甲事業とは別に、従来から取引しているS I Pサーバーライセンスを購入することでY社へ資金を融通することができるのではないかと考えるに至った。

同日、F氏は、Y社からS I Pサーバーライセンス購入の見積書(見積金額184万6,000円(税別))2枚を受け、稟議書を作成し、A氏から決済を得た。なお、社長決裁が必要な金額は4,000万円未満までであり、決裁への影響はない。

平成29年3月28日、F氏が上記見積書に合わせて注文書2枚を作成した上、翌3月29日Y社から請求書(支払期日は平成29年4月25日)を受け、平成29年3月31日に合計398万7,360円(税込)をY社へ支払った。

当委員会は、請求書上の支払期日が平成29年4月25日となっているにもかかわらず、平成29年3月31日に早期支払いをしていることから、当該支払いに資金融通目的の側面があったものと判断した。

II. 委員会が認定した事実

1 動機

(1) 甲事業への大きな期待

A氏は、甲事業による将来的な端末量産の受注を目論んで甲事業に関心を持った。甲事業における告知放送端末は、ナカヨが製造する受信のみの端末とは異なり、双方向の送受信が可能な端末であることから、ナカヨグループの取引市場を拡大する大きな契機となるものであった。また、競合他社も双方向端末に向けて力を入れ始め、市場も拡大していることから、ナカヨグループとして先んじて甲事業に参画する意味があった。そこで、Yが主導する甲事業の本格化における量産に際し、電子サービスが参画する余地があると考えた。

(2) Y社の救済

他方で、A氏は、Y社が資金繰りに窮している状況を知り、Y社が将来的に倒産することによるナカヨグループの打撃、すなわち、電子サービスのビジネスに必須のS I Pサーバーライセンスが入手できなくなり、既存の顧客や代理店（S I Pサーバーの直近3年間の売上高合計は3,000万円強、販売先数合計は95社にのぼる。）に迷惑を掛けることや、Y社がナカヨの持っていないクラウド技術に長けており電子サービスのビジネスに必要な会社であるとの認識を強く持っていたことから、甲事業に加えて従来から取引のあるS I Pサーバーライセンスの購入によって、資金の拠出を図ることを考えた。特に、3月末日が迫っていたことから、至急に資金の拠出による救済をする必要があると考えた。

なお、任意に提出されたA氏名義の預金通帳、A氏のメール並びにQ氏及びR氏のインタビューから、Y社及びX社その他の会社からA氏個人への金銭等の授受はないと認定できる。

2 本件疑義の調査結果

上記第4のI.の3項記載の本件疑義について委員会が認定した経緯から判断すると、Yへの支払時である平成29年3月31日時点においては、甲事業における電子サービスとしての参画と役割の具体的な詳細は決まっておらず、その時点において整えられていた支払いを根拠づける資料は実態のある取引に基づいた前渡金の支払いに相応するものではなかったと認定することができる。

したがって、A氏がY社へ送金した理由は、甲事業参画のためではなく、Yへの資金援助が目的であり、A氏の本件疑義における独走が主たる原因であると認定できる。

3 親会社ナカヨ役員の役割

(1) 親会社ナカヨ役員の本人疑義への関与の有無

上記調査結果から判明した事実として、ナカヨ役員、特に、社長であるG氏および財務報告の主管役員であるI氏及び財務経理部長であるM氏の三名に本人疑義への関与が疑われるため、上記三名について、A氏がY社への送金理由がY社への資金援助の目的であったことを認識していたといえるかを検討する。

(2) G氏

G氏は、平成29年3月28日、A氏から報告を受けた中で、Y社への貸付けは、会社としては不可能であることを明確に伝えた。その後、A氏から、Z社系列で行う甲事業の案件が存在することの報告を受け、甲事業の案件はZ社との事業としてならば検討してもよいが慎重に行うようにと指示をした。

翌々日の平成29年3月30日、A氏から甲事業について相談を受けた際、G氏は、事業内容を慎重に検討するようにと重ねて助言した。G氏は、Y社への貸付けと甲事業の案件を別個の案件であると理解していた。

平成29年3月31日、前橋の工場にいたG氏は、M氏が届けたA氏から送られた上記4枚の書面を、工場にいることを理由に閲覧をしなかった。その後、G氏は、A氏から電話連絡を受けたが、電話で取引の内容を言われてもわからないと対応した。

平成29年4月3日、A氏が入社式で前橋本社に出かけた折、同じく入社式に出席していたG氏に対し、上記①の覚書等の書面を持参した上、平成29年3月31日にY社へ送金したことを伝えた際、G氏は、事業実態に関する明確な説明がないのと併せて、事業内容を慎重に検討するようにと重ねて助言したにもかかわらず、それを無視して送金を行ったことを強く叱責した。この時点では、G氏は、送金については電子サービス社内では社内規定に従った手続きを当然に経ているものと思っていた。

平成29年4月19日、G氏は、E氏から、Y社への前渡金支払いに加えて、X社・電子サービス間及び電子サービス・Y社間の権利関係につき説明を受けた。

平成29年4月28日、電子サービス定時取締役会において、A氏が、取締役会決議を経ずに前渡金として送金したことの事後承認を求める提案をしたが、オブザーバーとして参加していたG氏は、事後承認を強制するような付議は許されないと社内手続の不備を指摘し、提案自体は取下げられた。

その後、G氏は、A氏からY社との取引関係による前渡金の早期回収の交渉について随時報告を受け、平成29年6月12日のG氏と監査役会の定例ミーティングにおいて、G氏は、I氏に対し、親会社としてA氏の社内規定違反取引の実態調査をようやく指示した。

以上の事実から判断すると、G氏は、A氏が行った本件疑義につき、X社・電子サービス間及び電子サービス・Y社間に取引関係があることを前提に、十分な情報収集及びリスク判断を行っていないこと及び送金に際して実行すべき社内手続を経していないことについては事後的に認識をしていたと認定することができるが、A氏が送金した時点では、Y社への貸付けと甲事業の案件を別個の案件であると理解していたため、資金援助のための名目であると認識はなく、本件疑義に関与していないと認定できる。

また、G氏は、Y社への資金回収の指示や本件疑義についての実態調査を指示しており、適正な財務報告を作成する姿勢に問題はなかった。

(3) I氏

I氏は、当時子会社管理責任者であるナカヨ常務執行役員であったところ、M氏からX社からの入金がなかったことについて報告がなかったため、平成29年6月12日、G氏と監査役会の定例ミーティングにおいて、坂口氏から本件疑義の存在を初めて聞いた。

その後、I氏は、監査役会への三度の調査報告において、本件疑義のスキーム内容、A氏の社内規定違反取引があったことの確認及び本件疑義における取引があることを前提に本件疑義の取引を白紙に戻す等、ナカヨグループとしての損失を回避する施策を監査役会へ報告した。

以上の事実から判断すると、I氏は、A氏が行った本件疑義につき、X社・電子サービス間及び電子サービス・Y社間に取引関係があることを前提に、十分な情報収集及びリスク判断を行っていないこと及び送金に際して実行すべき社内手続を経していないことについては事後的に認識していたと認定することができるが、A氏が送金した時点では本件疑義の存在すら知らず、資金援助のための名目であると認識はなく、本件疑義に関与していないと認定できる。

また、I氏は、G氏から本件疑義の実態調査の指示を受け、本件疑義の実態調査を行い、監査役会へ実態調査及びナカヨグループとしての損失を回避する施策を報告しており、適正な財務報告を作成する姿勢に問題はなかった。

(4) M氏

M氏は、電子サービス社外取締役兼ナカヨ執行役員財務経理部長であるところ、平成29年3月31日昼過ぎ、A氏からの急ぎの電話で、A氏の指示で送信されたE氏からのメールに気付き、前橋の工場にいるG氏に上記4枚の書面の閲覧を求めするために、E氏からのメールに添付された上記書面を、内容を確認せずに、急いで印刷した上でG氏へ届けた。M氏は、G氏が工場にいることを理由に閲覧をしなかったことから、A氏へ電話でG氏が書面の閲覧をしなかったことを報告した。

平成29年4月上旬ころ、M氏は、ナカヨの決算作業中、電子サービスの貸借対照表に前渡金の勘定科目が発生していることを初めて確認したが、M氏は、E氏から適切に契約を締結しているとの報告を受け、問題ないという認識でいた。

その後、平成29年4月17日がX社からの入金期限であったので、M氏は、入金の有無をE氏へ確認したところ、いまだ入金がないことが判明した。そのため、M氏は、A氏及びE氏に入金の督促を指示した。

以上の事実から判断すると、M氏は、ナカヨの決算作業中にE氏から初めて前渡金が発生していることを聞いており、A氏が送金した時点では本件疑義の存在すら知らず、資金援助のための名目であるとの認識もなく、本件疑義に関与していないと認定できる。

また、M氏は、X社から未入金についてA氏及びE氏へ入金の督促を指示し、電子サービスの社外取締役として本件疑義について電子サービス社内での調査を担当しており、適正な財務報告を作成する姿勢に問題はなかった。

4 連結財務諸表への影響

(1) Y社への送金

ア 前渡金としての計上

電子サービスがY社に支払った前渡金について、平成29年3月31日および平成29年6月30日の連結貸借対照表において、その他流動資産の内訳科目である前渡金に2,916万円が計上されている。

イ 資産の実在性

下記の手続きの結果、資産の実在性に疑義はないと考えられる。

- ①平成29年3月31日、電子サービスの当座預金口座からY社の普通預金口座へ2,916万円の出金があったことをインターネットバンキングの「口座確認振込の依頼完了」で確認できたこと
- ②「業務委託契約書の解除に関する合意書」において、平成29年8月31日までにY社が電子サービスに2,916万円を返還することが規定されており、この点でYが債務を明確に認識していること
- ③Y社のQ氏へのインタビューにおいても、債務を認識しており、返済の意思があるとのコメントがあったこと

ウ 回収可能性

以下の点より、前渡金の回収可能性は低いと考えられる。

- ①前渡金の返還が当初の予定通りに実現していない
- ②その後も再三にわたり返還を要求するもそれが実現していない

③ X社による投資家からの資金調達の実現が数回に渡って延期されており、いまだ入金スケジュールが確定していない

④ Y社のQ氏及びX社のR氏にほとんど個人資産がなく（担保となる不動産がない）、個人資産からの弁済の見込みも低いこと

したがって、回収可能額を見積もり、財務諸表上、貸倒引当金を計上する必要があるが、当委員会は回収可能な具体的金額を見積もる立場にはないことに留意されたい。また、貸倒引当金を計上したことにより、税務計算等についても影響を与え得るが、これについても当委員会はその判断をする立場にはない。

(2) SIPサーバーライセンスの購入

ア 棚卸資産としての計上

平成29年3月31日に電子サービスがY社から購入したSIPサーバーライセンスについては、平成29年3月31日および平成29年6月30日の連結貸借対照表の棚卸資産に、369万2,000円が計上されている。

イ 資産の実在性

下記の手続きの結果、資産の実在性に疑義はないと考えられる。

①平成29年3月31日に、電子サービスからY社へ発行した注文書の存在を確認できたこと

②実地棚卸を平成29年3月31日および平成29年6月30日に実施し、棚卸差異はなかったとのコメントがあったこと

③Y社のQ氏及びA氏へのインタビューにおいて、電子サービスがY社からSIPサーバーライセンスを購入したとのコメントがあったこと

ウ 評価の妥当性

以下の点より、棚卸資産の評価損を計上しなければならない可能性がある。

①通常の購入量が、1回あたり50本程度であるのに対して、今回の購入量が100本と倍程度の数量である。平成29年6月末においても残高として残っており、当該残高が通常の正常営業循環過程から外れていること。一方で、当該ライセンスが組み込まれた製品在庫は、平成29年3月末において36台存在し、その後平成29年4月から6月で4台、平成29年7月、8月で3台が販売され、現在も売れ続けている商材であり、担当者によると最新の技術を搭載した製品であり、今後需要の増加が見込まれるとの見方があること

②明確な受注残や具体的な販売計画が存在する訳ではないこと

したがって、簿価を一定程度切り下げる必要があるが、当委員会は評価減に係

る具体的金額を見積もる立場にはないことに留意されたい。また、当該評価損を計上したことにより、税務計算等についても影響を与え得るが、これについても当委員会はその判断をする立場にはない。

5 本件外取引

(1) 質問状による調査の結果

質問状による調査の結果、稟議規程違反等、数件のコンプライアンス違反の回答を得た。これらについて、関係者への状況確認、関連資料の閲覧を実施し、不適切取引か否かを確認した。

(2) 取引分析調査の結果

ア 本件疑義と類似する不適切行為の取引分析調査

電子サービスの平成26年4月1日から平成29年3月31日の取引について、第3の2(2)の絞込プロセスにより詳細に調査を実施した。

調査の結果、規定上、社長決裁が必要であるが決裁を経ていない取引、本来、保管されるべき納品書等の支払関連記録が確認できないもの等が発見された。

これらについて、取引担当者への状況確認、代替書類の調査を追加で実施した。

イ 本件疑義の過程で発見された不適切行為に類似する取引分析調査

電子サービスの棚卸資産(ソフトウェアライセンスおよび製品在庫)について、その滞留状況を確認したが、重要な滞留在庫は発見されなかった。

(3) 本件外取引の結果

本件外取引調査の結果、本件取引に類似する不適切行為は確認されなかった。

第5 原因分析

1 本件疑義が行われた背景・原因

(1) 背景となる事情

本件において、A氏は、親会社社長のG氏に相談しており、親会社社長と子会社社長の間で話し合ったことに電子サービスの役員は疑問を挟んだものの意見を述べるに留まった。これは、電子サービスの役員が会社の機関である取締役としての役割、法的責任、実施すべき行為についての理解が欠けていたといえる。

また、親会社ナカヨの売上状況がここ数年間芳しくない中で、電子サービスがナカヨグループの売上に貢献をしていることも、電子サービスにおいてコンプライアンスの意識が低くなっていた要因といえる。

(2) 本件疑義の原因

上記(1)「背景となる事情」及び上記第4のⅡ. 2「本件疑義の調査結果」のとおり、A氏は、社長という立場を利用して、これまでの取引相手が資金繰りに苦慮していることに対する救済を第一に考え、甲事業の事業性、ナカヨグループの経営への影響やリスク等について具体的かつ合理的な検討・判断を十分に検討しないままにY社へ送金を行った。また、A氏は、会社の資金を親会社社長であるG氏及び電子サービス取締役(当時)B氏及び執行役員(当時)C氏の意見を受け止めることなく、独断でY社へ送金した。

電子サービス社内においても、B氏及びC氏は、A氏が独断でY社へ送金することを阻止できなかった。また、送金を担当するE氏もA氏の指示に従ったにすぎない。

このように、本件は、A氏の本件疑義における独走が主たる原因である。

(3) 本件疑義の実行とその後の事情

平成29年3月31日のY社への不適切な送金にあたり、振込目的を「調査・報告作業費用」としていた。しかし、その後、Y社との業務委託契約書では「開発業務」という目的に変えられていた。このことから、業務委託契約書を後日3月31日へ遡及し契約書を作成し直し、文書をバックデートとしたとする本件疑義の特殊性が見られる。

他方で、A氏が、Y社への送金を実行した後においても、ナカヨグループとして内部統制違反、会社への損失防止に対し、早急かつ積極的な対応をとった形跡を見てとることができない。特に、G氏は、送金後にA氏から報告があった際に、当人を叱責することで終わらせることなく、速やかに資金回収の指示や本件疑義の実態調査を指示するなどの事後対策を講じるべきであったにもかかわらず、適時に実行した形跡を認めることはできない。

2 電子サービスにおけるコンプライアンス

A氏が行った送金は、職務権限規程では取締役会付議、親会社ナカヨ常務会への事前審議事項だが、このことを認識しながら事後的にも監査役や親会社へ事前審議を経なかったことを報告すべきであったのにそれを怠ったB氏、C氏の職務怠慢は決して小さくはない。

3 ナカヨグループに関わるコンプライアンス体制

ナカヨグループは、平成26年会社法改正を受け、グループ内部統制等について職務権限規程、内部統制システム等を通じ、子会社との連繫管理を行ってきた。

それにもかかわらず、十分に子会社の業務管理ができなかったことも要因の一つといえよう。

第6 再発防止策に係る提言

本件疑義が生じた原因は、電子サービスのコンプライアンスに関する関心が低かったこと及び親会社のナカヨグループの管理・統制が十分に機能しなかったことが挙げられる。

したがって、会計処理における不適切行為の再発を防止し、もってナカヨグループの将来の健全な経営を期待するには、上記原因を念頭に対策が検討されなければならない。

1 コンプライアンス教育の実施

社長の行為に疑問を挟んでもそのままやり過ごしてしまう企業風土は、電子サービス社内でのコンプライアンス意識が低くなっていたことに起因する。コンプライアンス意識向上のために、役員はもちろん社員にも率先して関係法規及び社内規定の周知を図るとともに、その徹底のため定期的に研修を実施することを検討すべきである。

2 内部統制システムの整備・運用の徹底

電子サービスにおける内部統制システムが的確に行われていることを、強化していく体制を含めて社内で検討すべきである。

3 親会社における業務管理の強化

親会社たるナカヨの管理にも問題があったと考えられる。本件疑義における調査を契機に、親会社ナカヨの取締役がより強力に子会社統制を実行するためには、ナカヨの取締役会で定めた「財務報告に係わる内部統制に関する基本計画及び方針の改定」及び「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づく親会社の子会社に対する業務管理を強化していくことが必須である。

4 再発防止対策の検討

グループ全体として再発防止対策を検討する委員会を設置する等、再発防止のためにどのような親会社における管理体制の強化が必要であるかについて検討すべきである。

以上

別紙1 検索キーワード一覧

No.	キーワード	除外キーワード	A氏	E氏, F氏	B氏, C氏
1	不正	—	○		
2	不正	不正アクセス		○	
3	不祥事	—	○	○	
4	不適切	—	○	○	
5	違反	—	○	○	
6	違法	—	○	○	
7	非合法	—	○	○	
8	不法	—	○	○	
9	借入	—	○	○	
10	着手金	—	○	○	
11	前払	—	○	○	
12	工面	--	○	○	
13	入金	—	○	○	
14	架空	—	○	○	
15	借り	—	○	○	
16	貸し	—	○	○	
17	借金	—	○	○	
18	付替	—	○	○	
19	付け替	—	○	○	
20	埋め合わせ	—	○	○	
21	穴埋め	—	○	○	
22	補填	—	○	○	
23	資金繰	—	○	○	
24	手数料	—	○	○	
25	バック	キャッシュバック, バックボード, バックノイズ, バックライト, バックヤード, センドバック, バックグラウンド	○	○	
26	リベート	—	○	○	
27	コミッション	—	○	○	
28	還流	—	○	○	
29	黙	—	○	○	
30	隠	—	○	○	
31	機密	機密保持, 機密情報	○	○	
32	内密	—	○	○	
33	秘密	—	○	○	
34	他言無用	—	○	○	
35	内緒	—	○	○	
36	ナイショ	—	○	○	
37	まづい	—	○	○	
38	マズ	—	○	○	
39	ばれる	—	○	○	
40	ヤバ	—	○	○	
41	やばい	—	○	○	
42	見付	—	○	○	
43	お礼	—	○	○	
44	援助	—	○	○	
45	協力	組織協力, 図面協力, 設計協力, 協力会社, 開発協力, 相互協力, 施工協力, 日立協力, 協力店, 販売協力, 協力会議	○	○	

No.	キーワード	除外キーワード	A氏	E氏, F氏	B氏, C氏
46	特別	特別養護, 特別建設, 特別値引, 特別利益, 特別損失, 特別管理, 特別賞, 特別企画	○	○	
47	入金	—	○	○	
48	口座	—	○	○	
49	流用	—	○	○	
50	調整 (AND, 20 単語以内) {社内 (OR) 支払}	—	○	○	
51	会計士	—	○	○	
52	監査 (AND) {見つか (OR) 指摘}	—	○	○	
53	損失	—	○	○	
54	損害	—	○	○	
55	稟議	—	○	○	
56	開発 (AND, 30 単語以内) {援助 (OR) 費用}	—	○	○	
57	ルール	—	○	○	
58	規定	—	○	○	
59	規程	—	○	○	
60	EY (本文のみ検索)	—	○	○	
61	新日本	—	○	○	
62	社誤字表記	—	○	○	
63	Y社	—	○	○	○
64	Q氏のメールアドレス	—	○	○	○
65	X (OR) X社英語表記	—	○	○	○
66	X社カタカナ表記	—	○	○	
67	R氏	—	○	○	○
68	Z社系列会社	—	○	○	○
69	甲 (大文字表記)	—	○	○	○
70	甲	—	○	○	○
71	遅延	—	○	○	
72	E氏のメールアドレス	—	○	○	
73	支払 (AND) {遅延 (OR) 遅れ}	—	○	○	
74	振込	—	○	○	
75	返せない	—	○	○	
76	費用 (AND) 繰	—	○	○	
77	売上 (AND) 過大	—	○	○	
78	循環	—	○	○	
79	偽造	—	○	○	
80	偽装	—	○	○	
81	逸脱	—	○	○	
82	資金	—	○	○	
83	取締役会 (AND) 承認	—	○	○	
84	坂口	—	○	○	
85	社長 (AND) {判断 (OR) 秘}	—	○	○	
86	G氏	—	○	○	
87	N氏	—	○	○	
88	保証	—	○	○	
89	補償	—	○	○	
90	保障	—	○	○	
91	Z社 (半角表示)	—	○	○	○
92	Z社 (全角表示)	—	○	○	○
93	Z社 (カタカナ表記)	—	○	○	○

*E氏については、A氏、もしくはF氏からの指示状況の把握が目的であるため、送信者(From)がA氏のメールアドレスまたはF氏のメールアドレスのメールのみを調査対象とした。

*A氏及びE氏については、M氏宛ての送信又は受信も調査対象にした。